

「連帯都市 (ville solidaire)」をめぐる

北川 忠明

(社会システム専攻 国際関係領域担当)

はじめに

1. J. ドンズロの「都市政策」批判と都市論

- (1) 「連帯」再構築への懐疑と都市論
- (2) 社会のつくり方—アメリカの都市政策とフランスの都市政策
- (3) 「都市政策」批判—「都市の精神」と「都市市民権」

2. 「連帯都市」をめぐる議論

- (1) S. ポーガムとT. オブレにおける「連帯都市」
- (2) 「連帯」と「都市」を結びつける

結びにかえて

はじめに

近年のフランスにおいて「連帯都市 (ville solidaire)」というあまり馴染みのない語を目にすることがある。ホームページ上でリヨンやグルノーブル等「連帯都市」を冠した都市もある。ある論者が、2000年の「都市の連帯と再生に関する法律 (Loi relative à la Solidarité et au Renouvellement Urbain, 以下SRU)」の制定に関して、「立法者風に都市連帯という言葉を用いないでないと、このソーシャル・ミックスは『連帯都市』の促進のための国家及び地方の公共政策の基礎になった⁽¹⁾」と述べているから、これが一つの契機になっていると推測される。「連帯」と「都市」を結びつけて、都市政策の革新が模索されていることを示すものと言えよう。

問題は、第二次世界大戦後フランス福祉国家が推進してきた「社会住宅 (logements sociaux)」と、1990年代以降に展開されてきたソーシャル・ミックス (mixité sociale) あるいは社会的混合政策にかかわる。これの政策的推進は、2005年秋のパリ郊外暴動事件、2015年のパリ同時テロ事件等を

見れば、期待通りの効果を生み出していないようであるが⁽²⁾、本稿が、この「連帯都市」をめぐる議論を取り上げるのは、個人化社会における連帯の再構築というテーマ系の一環としてである。もとより、筆者は都市問題や都市政策を専門としているわけではないので、また、「連帯都市」をめぐるものは、まとまったものとしては、エコロジー・持続的発展・エネルギー省の「都市建設建築計画 (Plan Urbanisme Construction Architecture)」の研究プロジェクト報告があって、展開途上の状況のようなので、ここでは、連帯都市をめぐるフランスでの議論状況の一端を紹介・整理することに限られることをお断りしておきたい。

本論に入る前に、現代フランスにおける社会連帯論の再構築と都市政策の歩みに関して必要な限りで簡潔に述べておこう。

周知のように、新しい貧困や排除の問題が政治問題化したのは1980年代である。その結果、「新しい連帯 (Les nouvelles solidarités)」のスローガンのもと、ミッテラン大統領時代の1988年、参入最低限所得 (le Revenu Minimum d'Insertion, 以下RMI) が導入される。RMIは、「教育、雇用、職業訓練教育、健康、住宅の諸分野におけるあらゆる排除を解消すること」(第1条)を目的として、最低限所得手当を支給し、社会職業的「参入」を援助するものである。

また、ミッテラン政権下では、1983年の地方分権法による自治体への都市計画関係の権限委譲が行なわれ、その後1990年に「住宅への権利の実現を目指す法律 (Loi visant à la mise en oeuvre du droit au logement)」(ベッソン法)が制定、同年に都市省が作られ、1991年に「都市に関する指針法律 (Loi d'orientation pour la ville)」が制定される。これにより、「排除」防止のための手

段として、ソーシャル・ミックス促進のための社会住宅建設が推進されることになった。

しかし、RMIも社会住宅建設も、経済的低迷の長期化する中、1990年代を通じて社会的参入やソーシャル・ミックスの促進において成果を挙げられない。こうして、シラク大統領時代ジョスパン内閣において1998年に「社会的排除と闘うための法律 (Loi d'orientation relative à la lutte contre les exclusions)」が制定され、2000年にSRUが制定される。SRUは、第55条において、人口3,500人以上のコミュン、また人口15,000人以上のコミュン1つを含む人口50,000人以上の都市圏 (agglomération) には社会住宅比率を20%以上とすることを義務づけた。しかし、実際には法的義務を満たせない、または満たさないコムンが多くあり、その実効性が問われることになった。

他方、RMIの方も成果を十分に挙げられず、2009年サルコジ大統領時代には、「積極的連帯所得手当 (Le revenu de solidarité active, 以下RSA)」が導入され、受給者の就労義務が強化されるようになった。アメリカ型ワークフェアへと変容したわけである。

社会的連帯の再考や連帯都市についての議論が起こってきたのは、このような背景においてである。以下、先ず、1980年代以降の「新連帯主義 (néo-solidarisme)」及び都市政策に批判的論陣を張ってきたJ. ドンズロの議論を取り上げ、次いで連帯都市をめぐる議論を見ていくことにしたい。もちろん、パリ同時テロ以後非常事態宣言が継続されている状況で、連帯都市について問う必要があるのかという疑問もあるかもしれないが、反対に、だからこそ問う必要もあるように思われるのである。

1. J. ドンズロの「都市政策」批判と都市論

(1) 「連帯」再構築への懐疑と都市論

J. ドンズロは、『家族に介入する社会』(原著1977年)、『社会的なものの発明』(原著1984年)によって、M. フーコーの規律 = 権力論や生 = 権

力論に近い立場を取る社会学者として知られており、現代フランスにおける都市社会学の第一人者と言ってもよいだろう⁽³⁾。1999年から「都市建設建築計画 (PUCA)」の学術アドバイザーを務めており、2008年からはフランス大学出版社 (PUF) から「La ville en débat」叢書を監修している。2005年秋の郊外暴動に関する『都市が壊れるとき』(原著2006年)は邦訳もある。

彼は、RMIと都市基本法制定とほぼ同じ時期の1991年に、『排除に向き合う (Face à l'exclusion)』を編集し、『鼓舞する国家—都市政策について (L'état animateur : essai sur la politique de la ville)』を1994年に刊行している。

『排除に向き合う』の巻頭論文「第三類型の社会的なもの」は、RMI制定に至る過程で登場してきた「新しい社会的なもの」に関する議論を踏まえて、「法的保護」と「社会的援助」という「社会的なもの」の古典的な二類型に加えて新たな第三の「社会的なもの」が、1. 都市問題の軸、2. 貧困とプレカリティ (不安定) との新たな結びつきの軸、3. 社会職業的「参入」の軸という3つの軸をめぐる登場しているという視点から考察を行なっている。『鼓舞する国家』は、ミッテラン政権下で推進されてきた地方分権と、新しい貧困や排除をめぐる政策の変容を背景にして、社会的保護政策と分離して「都市政策」が導入され、福祉国家は「鼓舞する国家」に変容しつつあることを都市政策の領域に即して論じたものであるが、ここでは、一足飛びに21世紀に入ってからのドンズロの都市論に目を向けよう。

既述のようにRMIも都市政策も十分な成果がないまま、1998年に「反排除法」、2000年にSRUが制定される。しかし、2005年秋には郊外暴動が起こる。

このような背景において「連帯の再考」が問われるようになるのであるが、貧困研究の第一人者S. ポーガムが編集した『連帯再考』の中で、ドンズロは、「連帯を再考する? 福祉国家を再考する? これこそ、15年来、社会的統一 (cohésion sociale)

という表現をめぐる多くの増殖し続ける考察や刊行物を通して行なわれてきたものではないのか⁴⁾と、反問する。

この「社会的統一」というテーマの増殖と一般化は、「一つの思考体系から別の思考体系への変容」の兆候であって、「ローカル、ナショナル、インターナショナルの全段階で連帯の問題を新たに理解する様式の探求を表現⁵⁾」するものである。

しかし、ドンズロの見るところ、コンテクストは大きく変わったのである。いわゆる「栄光の30年」におけるフォーディズムとケインズ主義的レギュレーション様式の時代には、社会的連帯と進歩・経済成長の結びつきとの好循環が存在しえたけれども、その後、この好循環は消失している。市場経済のグローバリゼーションと競争力の維持の必要性が生み出す「脅威」に対する「社会的統一」が「進歩のテーマ」に代替している。これはナショナルなレベルでの「客観的連帯」の自明性の喪失を示すものでもある。

そこで問題は、この社会的統一というテーマに、「連帯の新たな思考を生み出す内容を」込めることができるのか、それとも「社会階級の紛争と相互依存を中心に組み立てられていた以前の思考を超える考察⁶⁾」を必要とするのか、ということになる。ドンズロの立場は後者である。かつての連帯のヴィジョンでは、「客観的連帯」は各人の階級的アイデンティティや職業帰属に基づいており、国家が社会階級の紛争抑制のために不平等を縮小することができるという想定に基づいて成りたつと考えられていたが、いまやその前提は崩壊したとドンズロは考える。

ドンズロによれば、「社会的統一」のテーマはデュルケム社会学に遡る。デュルケムの連帯論は、L.ブルジョワの連帯主義とその後の「栄光の30年」のような福祉国家の「序曲」となったものだが、デュルケムにおいて近代における「社会的統一」の基礎は、社会的分業を介した相互依存=有機的連帯にあった。しかし、デュルケムの推論は今日もはや信頼性を失っている。社会的分業が社

会諸成員間の客観的連帯を生み出し、社会的統一を生み出すという推論が成り立たないのである。

「脱場所化」(délocalisation)、株主資本主義、移民の増大、富裕階級の移動等の時代には、このような社会的統一のビジョンは通用しない。もはや客観的連帯は存在しないし、個人的自由と共通道徳を和解させる社会的分業から導きだされるような社会的統一も存在しないというのが、U.ベックたちの診断である。

結局、社会的統一のデュルケム的ビジョンは、「栄光の30年」とフォーディズムの終焉とともに終わった。社会的統一は、客観的連帯を通じて作用する合理性の結果ではもはやなく、市民社会がさらされているリスク総体に対する市民社会の政治的動員にかかわるものになっている。政治の役割は正義の意識と実践を発展させるために客観的連帯に依拠することではなくて、競争の条件に対して社会的統一を生み出すよう市民社会を「鼓舞する (animer)」ことなのである。

かつて、『社会的なものの発明』において、デュルケムやブルジョワの連帯主義における社会的なものの発明が、福祉国家建設を推進し、紛争の沈静化とデモクラシーの衰退の機縁になったととらえていたドンズロは、いまや客観的連帯は消失し、かつてのモデルを再構築することは解決にならないと言うのである。

とはいえ、個人が「社会に支えられる」必要性はある。どのようにして社会をつくるのか。連帯論が依拠してきた客観的連帯はすでに消失しているから、別のやり方で「社会をつくる」ことが課題だということである。

この点に関して、1999年に公表され、その後のフランスの都市研究を方向付けたとされる「新しい都市問題 (La nouvelle question urbaine, *Esprit*, No. 258 (11), 1999)」を含む『三重構造の都市 (La ville à trois vitesses et autres essais, 2009)』に触れておこう。この中で、ドンズロは都市における暴力をめぐる二つの解釈を取り上げる。

一つは、A.トゥレーヌの解釈で、生産諸関係

における地位に規定された社会階級ではなく、社会に統合され大都市中心部に居住する人口と、そこから排除され、周辺の「社会的集合住宅地 (cité sociale)」に閉じ込められた人口との対立という文脈で解釈するものである。

もう一つは、貧困研究の第一人者 R. カステルの解釈で、都市暴動に、「古典的な社会問題の復活」を見て取るものである。カステルの解釈では、包摂されたものと排除されたものとの断絶を強調することは外見と現実を取り違えることで、われわれが直面しているものは、包摂されたものにも容赦のない「賃労働社会の解体」だからだ。周辺都市において都市暴動が現れることは、「社会問題の空間化」を表すものである。

ドンズロは、社会問題の性質が変わったという観点から、二つの解釈を結びつける。確かに賃労働条件の解体過程は進行していて、最も脆弱な人口を「社会的集合住宅地」という「遺棄地域 (les territoires de relégation)」に移送しているが、同時に、郊外住民との近接を避けて、郊外を去る逆方向の運動も存在する。社会問題の性質が変わったというのは、この方向の異なる二つの運動が結びついているからである。かつて社会問題は、都市における人口集積と貧富の対立に結びついていたが、いまや「分離 (séparation) のロジック」が対立のロジックに代替し、接触回避が紛争に置き換わっている。「分離のロジック」は、生産関係に固有の不正の感情よりも、社会成員の平等な市民権の感情にかかわる別の脅威を招いている。

ドンズロは、この社会問題の性質変化によってもたらされた都市構造を、都市中心部のジェントリフィケーション (高級住宅化) 過程にある地区、移民出身者の集積する遺棄地区、中間層が集積する大都市周辺 (périurbain) 地区の三重構造によって特徴づける。

こうして「新しい都市問題」は、1960-1970年代の都市問題とは異なる。戦後フランスでは、機能的都市計画によって、都市が古典的な社会問題に対する解決策の中に位置づけられていた。都市

地域を、生産、商業、居住、レジャー等の社会機能にしたがって配分し、人口の社会的集積から生まれる無秩序を制御することが課題であった。社会問題を解決するために「都会的なもの (l'urbain)」を利用することは、支配の巧妙な表現として批判され、また郊外における社会住宅建設は勤労人口から「中心性の利点」を奪うものと批判された。1960-1970年代に H. ルフェーブルや M. カステルの都市社会学が「都市問題」として語ったのは、このような角度からであり、彼らは多少なりともマルクス主義的な社会関係解釈を都市に応用した。しかし、今日「新しい都市問題」は、機能的な都市計画によって生み出される都市が、隠蔽された支配の同義語ではなくて、「公然と宣言された絶望」の同義語になっていることを表現する。社会関係を「礼節正しいもの」にするために考案された社会集合住宅地が、「無秩序と混乱の社会 (société incivile)」に変貌している。これとともに、「親密性を重んじる都市計画 (urbanisme affinitaire)」が出現し、「仲間内 (entre-soi)」を求めることによって営まれる居住生活が生まれている。そこにあるのは、社会が壊れ、分解しているというイメージである。

だから、問題はどのようにして「社会をつくる」かである。

(2) 社会のつくり方—アメリカの都市政策とフランスの都市政策

『社会をつくる (Faire société : la politique de la ville aux États-Unis et en France, 2003)』は、アメリカとフランスにおける都市政策の比較を通じて、社会のつくり方を問う。

ドンズロによれば、少なくとも1970年代までは、社会住宅、一戸建て分譲地、富裕階級の居住地域には連続性があって、社会的上昇によって下位の階級はより上の段階の居住地に接近できた。しかし、今や「デリケートな地域」とその周辺の住民との亀裂は極端に大きくなり、富裕階級は評判の良い場所の近くに移動する。「都市の亀裂」が走っ

ているのである。都市は、中心部には大企業のオフィスが残り、社会的集合住宅地を迂回する郊外化を通して「壊れている」。アメリカでも、都心のオフィス地域を取り巻くエスニックなマイノリティが住むゲットーに変容したインナーシティが作られ、同時に郊外化が進んだ。

しかし、フランスとアメリカでは都市の解体への対応が異なるのだ。フランスでは、「都市政策」が1980年代から行われ、居住におけるソーシャル・ミックスを都市自治体に義務づける法律が制定された。他方、アメリカでは、都市政策が欠落していると言われながらも、フランスのような意志主義的 (volontariste) 政策ではなく、住民を信頼し、相互の信頼を教えるような「奨励政策 (politique plus incitative)」が行われている。フランスでは、人々が運動を起こすようサポートするよりも「場所」を取り扱い、参加を権力の創造の契機とするよりも義務とし、人々の相互の信頼よりも制度への信頼を再建しようとする。この違いは米仏の政治的伝統の違いによるものだが、ここからドンズロはフランス的方法を批判する。

フランスにおける都市の暴動の背後には、「失業とプレカリテに直面する都市の若者」がいる。そこで「都市政策」と命名される社会的都市政策が実施されることになったのだが、これは、フランスの都市がアメリカの都市と類似していることに目を塞いで、つまり都市暴動の背景に移民出自のエスニック・マイノリティの存在があることを無視して、フランス固有の歴史にしがみつくとこととドンズロはとらえる。

ドンズロによれば、19世紀を通じて、ブルジョワジーを外部の悪から守る物理的障壁、勤労階級を危険な階級から分離する道徳的障壁、代表の場を多数者の圧力から守る政治的障壁の崩壊現象が起こり、都市には貧民が集積する。この貧民の堆積から生じる都市の危機を救ったのは手工業から大工業への生産形態の変化であった。それは、貧民に労働を与え、健康と道徳性を監視して、暴動を清算しようとする。もちろん工業化は新たに労

資関係から生まれる紛争に直面することになる。低賃金、過重労働、労災・疾病等による失業のリスク、そこから生じる革命願望。19世紀末の共和主義者は、これらのリスクを社会的なものとして、リスク予防の名目で雇用主の権力を制限し、経済的なものと社会的なものとの均衡を図ることによって、社会問題を非政治化し、革命願望の拡大を抑制した。その際、病・犯罪を物理的・道徳的に予防することにより社会を防衛するという観点と、個人の社会的保護によって政治的紛争を鎮静するという二重の観点があり、それぞれ個人の行為を規律化するという観点と弱者における個人の権利を促進するという二重の観点に結びつくのであるが、これらを結びつけたのがE. デュルケムとL. ブルジョワの連帯主義における社会の有機体的ビジョンであった。

しかし、現在の危機は、都市に堆積した貧民の問題にこれまで付与され、大工業の発展を想定した救済策を無効にしている。雇用の安全、労働における従順と引き換えの健康的で安楽な住宅等は、大工業の発展の産物である。連帯や進歩の思想もこれに対応していた。同じ場所での労働者の様々なカテゴリーの相互依存は、連帯の基礎であった。しかし、グローバリゼーションとともに、大工業の発展を基礎にしたモデルは成り立たなくなったのである。企業は正社員を減らして非正規雇用を増やし、低賃金国に生産の一部を移転するし、幹部社員も縮小する。集団的帰属ではなく、個人が価値を付与され、イニシアティブと「不安定になった雇用」とは同義になる。つまり、生産の場所の分散、労働関係の個人化、要請される新たな自律性を証明できない人々の社会的援助への依存の増加等、これがグローバリゼーションに結びついた生産関係の新しい前提である。そこには労働者集団の相対的衰退が伴う。さらに、都市の不遇な地域には貧困層が堆積する。都市におけるこの貧困の集積は何を生み出すか。この貧困の集積場所からの(富裕な)住民の逃避であり、相互の拒絶であり、「不安全 (insécurité)」感の増大であり、社

会的援助への批判であり、仲間とだけつきあう傾向 (entre-soi) である。その結果、新たな物理的障壁、道徳的障壁、政治的障壁が再び作られている。

アメリカでもフランスでも「分離」のロジックが働いていて、「不安全」感の亢進、貧困なマイノリティへの連帯の拒絶等は共通である。フランスでは、貧困なマイノリティはマグレブとアフリカ出身者に同一視され、分離の線は、貧困者と貧困になることを恐れる人々との間に引かれているが、アメリカでも同様である。

しかし、社会のつくり方が違うのである。アメリカにとっては市民的コミュニティが、フランスにとっては社会的行政官職 (magistrature sociale) が、都市のレベルでは重視されるが、それは、社会を「信頼 (confiance)」に基礎付けるか、「合意 (consent)」に基礎付けるかの違いによる。ドンズロによれば、都市危機に対応する場合、アメリカはコミュニティを、フランスは社会的なものをキーワードにする。この二つの語はフランスでは対立的に捉えられ、コミュニティは「逸脱」を表しがちである一方、社会的なものは「援助」や「依存」に結びつけられる。アメリカでは、コミュニティは市民的目的に奉仕するものとして価値を付与されているが、フランスでは社会的なものは、権威、社会的行政官職つまり制度を再建するという関心に役立っている。こうして都市危機への対応は、米仏で異なるのである。もう少し辿ってみよう。

アメリカでは、都市空間や場所とその管理ではなく、人々とその動きに強調点が置かれる。それは各人のコミュニティ的アイデンティティから出発してすべての人の平等な市民権を構築しようとする。アメリカでは都市の亀裂を精力的に治療しようとする都市政策は存在しないし、都市計画のロジックも支配的にならない。都市の条件不利ゾーンは、90年代始めから「エンパワーメント・ゾーン」プログラムの対象となるが、それは都市そのものよりも経済的で社会的なものに力点を置

いていて、そのゾーンにおける雇用拡大と住民の雇用対応能力の増大を目的とし、アフーマティヴ・アクションとともに脱分離 (déseparation) 政策の延長上にある。つまりアメリカでは、都市の「領域」に働きかけるのではなく、貧困や人種故に地位が低い人々の流動性に対する障害に働きかける。条件不利地域に封じ込められずに、領域を移動する能力を開発することに向けられるのである。

さらに、アメリカでは、一次的帰属感を越えて人びとの意識を高める市民権の訓練に力点を置いた政策はない。それは、コミュニティが市民権の対立物としてではなく、国民構築において基本的な「レンガ」のようなものと考えられているからだ。だから、コミュニティは、エスニックな帰属の差異の故に都市に亀裂を入れると非難されることはない。むしろ統合はコミュニティを経由するものと考えられている。これはコミュニティ開発法人 (community development corporation, 以下 CDC) への支援政策によって例証される。CDC は、アメリカの社会都市政策の要になっていて、エスニック集団が構成する土台に支えられて、ローカルな市民権の構築を目指す。こうしてコミュニティ・ビルディングが市民権への入り口になっていて、地区 (quartier) 権力を構築するためにエスニックな帰属による最小の力から出発している⁽⁷⁾。

しかも、アメリカには、犯罪の社会的予防政策も見当たらない。アメリカでは国家の介入よりも住民と彼らの行動欲求を当てにする。犯罪を予防するためには、この犯罪に向かう力に対抗するため、住民自らが力を組織し、警察に細々としたことを掛け合うよう奨励する。コミュニティ警備 (community policing) と呼ばれるアメリカの犯罪予防政策は、セキュリティ問題について地区のコミュニティ再組織化から成り立っているのである。それは、領域に対する地区住民間での警戒の共有という連帯の最初の形式をとる。

だから、人々を運動状態に置くこと、コミュニ

ティを形成するよう促すこと、コミュニティの力を各人の機会を増大させる手段にすること、ここに都市危機へのアメリカ化式応答がある。それは、人々に信頼感を醸成し、相互信頼するよう教える。このような方法が推進しようとする紐帯のシステムは、コミュニティアリズムと名づけるには不適切であり、R. パットナムが言うソーシャル・キャピタル概念によってとらえる方が相応しい。それはCDCやコミュニティ警備に適合的であり、これらが目指すのは市民的コミュニティである。

この市民的コミュニティはインナーシティの劣化への対抗手段であるが、「分離のロジック」に有効であるのか。パットナムは、市民的コミュニティを、郊外化が生む悪効果、90年代で言えばゲートッド・コミュニティへの代替案とする。CDCは、その解毒剤である。それが成功しているところでは、中間階級が都市にとどまり、郊外に脱出した階級の回帰をしばしば生み出すとドンズロは言うのである。

なお後に見るように、ここで、ドンズロが、1960-1970年代のインナーシティ問題やコミュニティ開発に関して、S. アリンスキーのような対抗型運動ではなく、CDCという非営利法人の役割を重視していることには、批判もあるので留意しておこう。

他方、フランスはどうか。アメリカ的方式には欠如しているように見える意志主義的介入や社会的配慮がその特徴である。都市の条件不利ゾーンの住民への代償をもたらすとともに、混合(mixité)の名目で多様性をもたらすように都市領域に介入するのがフランス方式で、混合、市民性、近接性(proximité)の三つがキーワードである。

先ず「混合」について。都市政策では人々を運動状態に置くよりも、「都市の場所を再建する(refaire la ville sur place)」ことが目指されている。この態度は、条件不利地域の処遇に、また、コミュニティの共存を監視することよりもソーシャル・ミックス概念によって都市を形成しよう

とする意志に現れている。このソーシャル・ミックスの観念が、フランスの政策の中心にあり、その意志主義を鼓舞している。「分離のロジック」に対抗するためには混住を再構築することで十分だというのが、90年代の都市立法が公準としたものであり、それは社会住宅を作動させて、社会に対する国家の権威を確立することに奉仕すべきものであった。

しかし、これは目的と手段を混同している。条件不利地域の住民の問題は、中間階級成員が不在であることによるもので、混住の再形成が奇跡的に問題を解決すると考えるようなものである。混住はそれ自体望ましいものであっても、それが効果的であるのは貧困層の社会的上昇の結果である場合だけである。貧困層が労働市場に参入し、住宅市場でも自律性を獲得することができる効果的な手段が必要だというのである。これを抜きにしてエスニック・マイノリティの居住を重視するとき、ソーシャル・ミックス政策は特別な難題を抱え込む。社会住宅には中間階級が住んだり、再び住もうとは思わないだろうから、空家を放置することになるだろう。また、エスニック・マイノリティをさらに増やすことの恐怖によって、適性家賃住宅(HLM)オフィスの窓口は、完全に基準に合致していても、入居志願者を追い払う。人々への配慮は背景に退いて、社会制度とそのスタッフの権威への関心が優先されるというのである。

「市民性」についても、フランスでは同様に作動する。市民性は、基底にあるコミュニティに対立する理念として称揚される。この理念に達するためには、個人を第一次的帰属から引き離し、理性的主体としなければならない。だから、条件不利地域の住民をこのように高められた概念によって参加させることは、現にあるものではなく、かくあるべきだという観点から要求することに等しい。フランスでは、参加は、権力を構築することよりも義務を行使することと似ているのであり、この点で、アメリカとは異なる。

「近接性」について。これは、セキュリティサー

ビスを住民の近いところで行うことを意味し、「セキュリティ・コーポレーション」への住民の参加も意味する。しかし、このセキュリティの「共同生産」も、住民ではなく制度にのみ関わっていて、住民は時たまこの協働事業の仕上げに参加するよう要請されるだけである。警察サービスを住民に近づけることは、この関係が垂直的であれば、たいした変化を生み出さない。コミュニティ・ポリシングにおける「近接性」への関心は、住民によく理解してもらうことにとどまり、住民とともに問題解決を探求する姿勢ではない。

混住、市民性と参加、近接性という三つのラインが交叉し、統一するような概念は、フランスでは、アメリカのようなソーシャル・キャピタルではない。「社会的紐帯 (lien social)」である。ソーシャル・キャピタルも社会的紐帯も同じく「市民権への関心」を持っている。しかし、ドンズロによれば、ソーシャル・キャピタルは、水平的に確立される住民間の信頼を示すが、社会的紐帯は、フランスの場合、「枠付け」や「道徳化」への関心に引きつけられ、水平的というよりも垂直的なニュアンスを持つ。この違いはフランスにおける国家の重みとアメリカにおける市民社会の重みの違いによる。アメリカでは再建することが必要なのは人々相互の信頼であり、フランスでは制度への信頼である。そして、アメリカでは市民的コミュニティが、フランスでは社会的な行政官職が、セキュリティの領域における二つの対照的なモデルとなる。

結論として、アメリカでは人々相互の信頼に基づいて、フランスでは制度に対する「合意」に基づいて、社会の組織化が構想されている。もちろん、トクヴィルが観察した時代と異なって、20世紀におけるアメリカ社会も、国家によって防衛される社会の有機的連帯の観念が発展し、個人的でアソシエーションなボランティアリズムは弱体化してきた。しかし、20世紀の末以降、国家の役割を称揚する傾向は、どこでも弱まっている。それは、個人の従順さを要請するフォーディズム型大工業

から個人のモチベーションを奨励する生産のポストフォーディズム型組織へと、組織がピラミッド型からネットワーク型へと変容し、信頼が基本的価値になってきたからだ。そして、これとともに、アメリカ社会の力が見直され、その伝統の中に都市危機への対応様式が求められるようになっていくからだ。貧困なコミュニティの解体を説明するのはこの信頼の欠如である。自他への信頼は、CDC方式により、市民的コミュニティが生み出すものであり、この信頼が不安全に対処することに役立つ。だから、ドンズロによれば、階級間の連帯を名目として、国家の役割を過剰に評価する道とは手を切るべきだという意見が強くなるのである。

けれどもフランスでは、連帯主義の伝統において、「新連帯主義」としばしば称して、生産組織の変容への対応がなされてきた。RMIがそうであり、住宅政策がそうである。こうしたものが、いっそう統合と社会的紐帯に配慮する「新しい社会的なもの」を発展させるために行われた。しかし、「新連帯主義」は、伝統的やり方を再考するよりも、システムの傷口を塞ぐ試みのようなものである。それは、出発点において魅力的であっても、安楽な多数者のうちの貧困化する部分と貧困なマイノリティとが「分離」するロジックを縮小するよりも、単なるレトリックとして機能したのである。

こうして、フランスでは都市危機に対する「新連帯主義」の限界が顕在化している。それは貧困なマイノリティには、統合問題の難しさに応えるよりも、制度の権威を再建しようとする点で不十分である。逆に、暴力や不安全の害を被る多数派のうちのプレカリティに曝されている部分からすると、寛大すぎる措置だと見なされる。他方で、アメリカは、超越的な権威が各人に保護を保障するやり方に頼らずに、様々な要素によって「社会をつくる」手法を生み出した。アメリカではコミュニティを壊すのではなくそれを形成するための相互信頼を醸成する。アメリカでは保護は弱いし、

多くの貧しい移民がいるが、失業は少ない。フランスでは保護は手厚いが、失業者は多い。

ドンズロによれば、「信頼」というテーマ系においては、フランスでも高水準の社会的保護を維持しながら利用できる資源はある。しかし、保護が、雇用への接近において事実上の差別とエスニックで宗教的な帰属形態のアプリオリな資格剥奪を随伴するならば、それは統合の代わりになることはない。彼らを感じる拒絶は、非合法的行為や宗教的集団化を促す。他方、プレカリテに曝されている階層は、既得権を脅かされていると感じ、断固とした措置を要求する。「信頼」のテーマ系はこの拒絶と置き去りの相乗からの抜け道のヒントになる。第一に雇用への統合を確保する道筋において、第二に、教育と市民権の問題において現れている困難の解決方法においては、移民人口の固有の資源を尊重するという道筋において。こうして、「コミュニティの概念に支えられること、しかも、コミュニティ間の軋轢を避ける多文化的デモクラシーを基礎にすること⁽⁸⁾」が必要だと、ドンズロは言う。

(3) 「都市政策」批判—「都市の精神」と「都市市民権」

『都市が壊れるとき』でも、基本的には「新連帯主義」批判に沿って、郊外暴動の原因説明やフランスの「都市政策」への批判が行なわれている。

ドンズロによれば、「都市政策」はソーシャル・ミックスの哲学に導かれてきた。しかし、それは「社会的混合」の名における「建物への固執」によって特徴づけられる。それは「課された混合」である。ソーシャル・ミックスが、「居住環境の混合」に収斂され、「街区 (quartier) の建築物」という空間構造の問題に解消されるかぎり、問題は解消されない。そして、ドンズロが提示するのが、「混合を課すより移動性を促すこと。都市再生を利用して居住者たちの実現能力を高めること。都市を民主化するために再結集すること」を基軸とした「都市を擁護する政策 (politique pour la

ville)」である。

ここでもドンズロが参照するのは、アメリカのCDCであり、それは、「上からの権力を正当化するのではなく、下からの力能を増大させるための住民参加の方法を模索する者にとって、実現可能な着想の源⁽⁹⁾」である。「そこでわたしたちが思い描くのは、フランスに地域ごとに都市再生のローカル機関を創設して、市町村のイニシアティヴを、イニシアティヴに直接かかわる地区居住者たちやその地区の変化に影響される周辺市街地の居住者たちと対質させることである⁽¹⁰⁾」。

そして、「都市を擁護する政策」のためには、都市をただ問題と見なすのではなく、解決法と見ること、「都市の精神」に関心を払うことだと、ドンズロは言う。「都市の精神」とは、「個人のエネルギーを移動性によって発展させることのできるネットワーク論理や水平的なラインの力に固有の能力、街区の水準に諸力を創造することで生まれる集団に固有の能力、都市圏というアイデンティティを構築するとき都市ネットワークそのものの中に生まれる都市に固有の能力⁽¹¹⁾」である。

ドンズロの言う「都市の精神」は、1960年代、70年代にH.ルフェーブルが主張した「都市への権利」の現代版であると言ってよい⁽¹²⁾。そして、「都市への権利」を「都市市民権 (citoyenneté urbaine)」に置き換えて、社会国家に社会的市民権が対応し、社会住宅建設が進められ、社会的集合住宅地がつくられた時代の観点を超えて、「空間的隔離 (ségrégation spatiale)」を克服するために、「都市への権利」を再定義し、住宅への権利、移動性、機会の平等、社会的パートナーシップへの参加を内容とする「都市市民権」が発展させられねばならないというのである。

ドンズロは、都市市民権の主張を基礎付けるため、『都市市民権に向かって? (Vers une citoyenneté urbaine? : la ville et l'égalité des chances, Éditions Rue d'Ulm/Presses de l'École normale supérieure, 2009)』の中で、19世紀末に社会問題が問われた時点から20世紀末の都市暴動が発生

する時点との間では、都市とわれわれとの関係が変わってしまったと言う。19世紀末には、都市とは社会問題を生み出す場であり、都会嫌い (urbaphobie) のプリズムを通して社会問題を読むこと、そして社会問題を解決することが優先された。しかし、都会好き (urbaphilie) が普通になった20世紀末には、この前提が逆転する。都市の暴動、インナーシティ問題は、住民によって体験され、エスニックな帰属に結びついた社会問題の兆候であり、都市問題を映し出しているのは社会問題であり、その逆ではない。社会問題から都市空間問題へと問題は移動しているのであり、市民権概念もこれに合わせて発展しなければならないというのである。

なお、社会問題から都市空間問題へというドンズロに対して、R.カステルは『社会喪失の時代』の「まえがき」で次のように述べている。

長期失業やプレカリテといった「労働を震源として生じた衝撃波」は社会生活の諸領域に波及し、「個人からなる社会」へと移行しつつある社会編成においてかたちを変えながら波及効果を生み出している。これに対して、ドンズロは、社会問題の重心が居住領域の方へと移行し、今や都市空間においてこそ社会生活を構成する分割線や対立、闘争が展開し、主たる不平等が具体化するととらえる。しかし、「都市問題」が「社会問題」に置き換わったわけではないし、自分は両者を対立させるべきだとも考えていない。「人種問題」にしても、「社会問題から人種問題へ」と移行したというよりも、社会問題が強化されて、民族あるいは人種に帰せられる要因と階級に帰せられる要因とが結合しているのだというのが、カステルの主張である¹³⁾。

ただし、ドンズロとカステルの間は、それほど距離があるわけではない。都市に焦点を絞って社会問題にアプローチするか、社会問題に焦点をしばって都市問題にアプローチするか、アプローチの違いであろう。そして、社会問題アプローチと都市問題アプローチの交点において連帯都市論が

位置づくように思われるのであるが、最後にこの点に関してドンズロの『集合住宅地のフランスー都市市民権の現場』に触れておこう。

これは、2003年の「都市及び市街地リノベーションのための指針とプログラム化の法律 (Loi d'orientation et de programmation pour la ville et la renovation urbaine)」(ボルロー法)以後の実態調査を、ストラスブール、グルノーブル、リヨン、ボルドー右岸、ルーアン、ヴィリエ・ル・ベルについて行なった結果を踏まえたものである。これらの都市は、集合住宅地のリノベーション、トラム等により移動性を増大させる試みを行なったものとして知られている。

これらの都市における「場所の都市的変容」は「住民行動の変化」をもたらしたのかどうか。「産業都市」から「フローの都市 (ville des flux)」への都市の変容¹⁴⁾は古典的な社会国家の不適應を明らかにしているが、社会的市民権から都市市民権への発展の兆しはどのように現れているか、が問題である。

訪問調査の具体的内容については割愛するが、総じて、郊外問題、遺棄状態、貧困、移民出自人口の集積、若者の就業の低さ等、封じ込めの状態は持続しているようである。都市リノベーションには芸術家、映画人、著述家等の参画もあるけれども、建築家は「神のような振る舞い」を行なっている。他方で、スティグマ化にもかかわらず住民の地区への愛着も持続しており、初期の自由と社交性に富んでいた移民定住の記憶、団地の発展時代の追憶が残存している。団地建設と社会国家の作動時期とが合致して、社会的市民権も拡充し、団地が都市の困難に対応していた時期の追憶である。

集合住宅地は、戦間期から1970年代以降も、蜂の巣状の建物が建設されるようになって形成されたのであるが、なぜ長期に集合住宅地建設が持続したのか。また、1980年代以降問題となったのはどうしてか、どうして都市の中に再統合するのか、都市リノベーションの哲学は何か。

ドンズロによれば、社会的集合住宅地は産業都市のための解決として構想されたものである。ル・コルビュジェに代表される機能的都市計画の時代には、都市は居住、生産、商業とレジャー、輸送の4機能に区分され、「場所」に対するフローの有害効果が危惧された。産業化に伴う人口移動は、高家賃、住環境の悪化、家族生活の道徳性低下や職住混合を生み出す。都市計画は4機能の分離とフローの抑制（職場住居の移動に限定）を目的としてつくられ、テクノクラティックな国家は、住宅問題の解決において、場所の質を確保するためにフローの役割を抑制することを優先した。そのために、団地はフローから分離され、住宅専用で、街路・広場・ビストロもない別世界になった。

けれども、「フローの都市」においては社会的集合住宅地は問題要因となる。都市化の過程が達成されると、都市問題の性格が変化する。重要なのは住宅よりも住宅が立地する場であり、「都市空間へのフロー」へのアクセスが重視される。現代都市ではフローが場所に対して優位するのであり、機能主義的都市計画の体現した論理の逆の事態が生まれている。公共政策の問題は、居住の流動性、社会的流動性の促進に置かれるようになり、場所の価値は、フローとともにそれが与える「接続」によって評価され、道路と鉄道によって都心とつながる郊外に、良好な環境、隣人、学校を求めて人口が移動する。また、フローの合流点であり、人的職業的出会いの機会が集積する都心の価値が再び増大し、リチャード・フロリダが言う創造的階級が居住するようになる。

他方で、移民出身者の入国は持続し、「土着民」が去った場所＝集合住宅地に定住する。が、かつて産業ゾーンに近い居住空間であった団地の価値は低下していく。産業・企業の脱場所化の効果により雇用が失われ、中間階級、次いで労働者階級が離脱し、空き部屋を移民が埋める結果、「遺棄の場所」になっていくわけである。

2003年のボルロー法は、団地のイメージを改善するためには、居住者の社会的構成を変える必要

があり、そのために場所を変え魅力的にすることを目的としている。都市リノベーションは、もっぱら「場所」を対象として、高層棟の一部取り壊し、横長大規模住宅 (barres) の改修や、近隣コミュニティ、社会的集合住宅地区と都心を結ぶトラムの敷設によって、団地の「不透明性」を解消することを試みたり、団地にベンチ、遊具、遊歩道を備えた公園等を建設したり、団地1階居住は菜園付きにする等の工夫を行なった。

しかし、「人」に対する効果は見られないのである。居住者の多様化は進んでいない。新来者は幾つかの地区を除いて少ない。古参と新来との社会的距離も大きい。ソーシャル・ミックスというよりも、内部的なミックスが強いままなのである。都市に開かれた集合住宅地というよりも、移民の受入ホストの地になって、「弱い紐帯」よりも「強い紐帯」が発達するからである。

ドンズロによれば、社会政策の有効性はこの30年間、これらの集合住宅地では失われており、「社会国家は、集合住宅地というゲッターの生成において、その処方全体を失敗させようような状況に遭遇したかのよう¹⁵⁾」である。栄光の30年の時代には、社会国家が社会保護と社会統合において果たした役割の効果はあって、団地における「社交性」の発展もあった。しかし、1970年代以降、社会国家の役割は失効しており、排除に対する闘争と社会的統一の維持が困難になった。移民が要求する未熟練の雇用は縮小し、社会保護は雇用からの排除に対する補償になっており、統合はますます困難になってきた。

そこで、「場所」をダイナミックにするか、企業と市場の運動に賭けるかという選択肢が現れた。

左派は、生活の場において人びとを援助することを優先し、アソシエーションの価値の利用と公的サービスの強化、雇用促進については同伴組織をつくる等の対応をしてきた。

右派は、市場を街区に浸透させ、有能な個人をそこから脱出させることを優先する。雇用と社会的上昇なき場所で人びとの生活を維持するよりも、

企業をそこに定着させ、居住の流動性を高めるべきだというわけである。都市リノベーション法では特区を設け、企業に補助金をだすとか、職業訓練を受ける若者に報酬を給付する措置を講じる。そして居住形態の多様化が推進される。「場所よりも個人」が右派の主張である。

ところで、右派政権では、サルコジのもとでのアソシアシオン評価制度のように成果志向指標が導入されたが、アソシアシオンの側の反応として、定量的評価に対して住民の活動能力の向上、エンパワメントを重視すべきという主張が現れる。個人の力を帰属集団の力に基礎付けることの意味が理解され始めている、というのである。

そこで、左派の空間主義、右派の市場主義をどのように超えるかが検討されなければならない。それが都市市民権の問題である。ドンズロによれば、問題は、個人が「持つ (avoir)」ということと集団の力の両方を増強すること、このために流動性と住民の場所的動員、空間資本 (le capital spatial) とソーシャル・キャピタルの両方を増強することである。

空間資本は、集合住宅地に都市的なものを導入すること、すなわち個人の「持つ」ことと自由を増大させることを意味し、集合住宅地住民の都市への移動交通手段を拡充し、脱飛び地化を進める必要がある。

ソーシャル・キャピタルの増大は、アソシアシオンの発展にみられる。しかし、集団価値の見直しは集団の力の強化にいたっていない。アソシアシオンへの制約があり、国家・自治体の後見を免れていないからである。

問題は、空間資本とソーシャル・キャピタルを結合することである。空間資本を社会移動の促進に結びつけるためには、まだ学校教育の硬直性を改革する必要がある。ソーシャル・キャピタルについては、アソシアシオンに関する権限をコミューンから都市圏共同体に移すこと、都市圏共同体の議員を公選にすること、街区の問題も都市圏で対応できるようにすること等の必要がある。

なお、ここで都市圏共同体は、1999年の広域行政組織法によって設置されることになった広域行政組織で、圏域人口5万人以上で、少なくとも1万5千人以上の人口を有する市を一つ含むものである。都市圏共同体は課税権を持ち、経済開発、地域整備、居住の社会的均衡、都市政策、都市交通に関する義務的権限を有する。議決権限は共同体議会が有するが、構成コミューン議会議員の代表から構成されていた。これを直接普通選挙で選ぶことをドンズロは主張しているわけであるが、2014年以降、3500人以上のコミューンからは公選で選ばれることになっていることを、付記しておこう。

こうして、空間資本とソーシャル・キャピタルへの制約を除去し、両者の結合によって都市市民権を発展させること、このために「社会の動員」が必要である、とドンズロは言う。

なお、ドンズロは、この観点からすれば社会国家 (カステル) もその役割を終えていないと、いわばこれまでの議論に修正を加えている。「グローバル化した競争世界において、この国家の役割は社会的市民権の重要性と同様に消えるわけではない。むしろ新しい必要によって見直され補完される。すなわち「社会の動員」という要請である¹⁶⁾。」

社会国家の意義を認めつつ、社会の動員を主張するようになった近年のドンズロの都市市民権論は連帯都市論と無関係ではなくなっているように思われる。

2. 「連帯都市」をめぐる議論

(1) S. ポーガムとT. オブレにおける「連帯都市」

ドンズロのような都市社会学のアプローチとやや異なり、貧困研究から連帯再構築を模索し、「連帯都市」を考える代表格は、R. カステルと並ぶ貧困研究の第一人者であるS. ポーガムであろう。ポーガムは編著『連帯再考』の中で次のように述べている。

「連帯を再考することは、社会問題の変容のカatalogを作り、われわれが愛着をもつ連帯の道徳原理を、今日の社会生活が展開している諸条件と可能な限り近づける手段を探求することに等しい。連帯のドクトリンは、今日その倫理的基礎において問題にされることはない。しかし、現代社会の変容によって、この連帯のドクトリンが今日の現実と最大限調和的になるようにするために必要な改革を考察することは当然のことである¹⁷⁾。」

先にこの書に寄稿したドンズロの論文及びR.カステルに対する批判的コメントに言及したが、カステルに近いポーガムは、社会的連帯の再構築を志向すると見てよい。ここでは、ポーガムの業績を紹介することはできないが¹⁸⁾、同書の中で次のように述べていることも紹介しておきたい。

「したがって、連帯を再考することは、社会的保護のシステムが危機にあり改革を余儀なくされているとしても、これを再考することだけを意味しているのではない。現実問題として、階級、世代、性、領域と民族性の諸関係にかかわる、社会的諸関係の全体を再考することが課題なのである¹⁹⁾。」

ポーガムは、ドンズロとは異なり、デュルケムに範をとりながら、社会的紐帯と統合の社会学を再構築する方向で研究を進めているが、都市の問題についてはそれほど扱っていない。『連帯再考』において、ドンズロの都市論を承けながら、「連帯都市」の問題を取り上げているのは、都市社会学者T.オブレ (Thierry Oblet) の「メールの支配下の連帯都市」であるので、これを見ておこう。

オブレのテーゼは3つある。第1に、社会住宅 (le logement social) は連帯都市の要石であること。第2に、国家は都市を連帯的にする力を持たないこと。第3に、都市圏共同体権力による自治体エゴイズムの克服が必要であること、である。簡潔に見ておこう。

第1に、社会住宅は連帯都市の要石であること。オブレによれば、グローバリゼーションと労働組織の変容のもとで、都市における隔離居住 (ségrégation) の新たな力学が出現した。ドンズロが言うように、都心の新たな街区の「ブルジョワ・ボヘミアン (bobos)」、ますます拡張している都市周辺の戸建居住者、大多数は外国出自で社会住宅街区に遺棄された人口の隔離居住である。この三分割によって、都市住民の相互依存性の表象が攪乱されているのであるが、また、都市における不平等、とりわけ居住地域ごとの機会の不平等も説明される。そして、これら都市における隔離居住と社会-空間的排除が「社会をつくる」能力を浸食しているのである。

ところで、オブレによれば、居住におけるソーシャル・ミックスが都市のまとまりを形成する全てだというわけではない。空間の社会的差違化がそれ自体悪いわけではない。移民を受け入れる民衆的街区や伝統的場所の存在は、彼らがそこから出て行くことができるのであれば、移民の社会的参入の資源になる。そして、移動性や中央の行政サービスへの最大限の接近しやすさが、居住におけるソーシャル・ミックスよりも社会的交換や社会のまとまりには大事だということはある。課された空間的近さは、相対的な社会的同質性が良き近隣関係を促進するのに対して、緊張を刺激する。同じ場所に異なった社会的カテゴリーを人為的に接近させるよりも、雇用、職業訓練、余暇への接近に対する障壁を取り除くことが重要である。「デリケートな地区」の若者の雇用への積極的差別是正措置、学生証の再発行、公共輸送の発展等である。また、民間アパート賃借人の80%、家屋所有者の65%がそれが可能となる収入を持っているのだから、居住におけるソーシャル・ミックスにはこだわらない方がよい。

しかし、「社会住宅の生産を、場所の差異を廃止し、様々な街区を都市の中に溶かし込むという共和主義的幻想から切り離すことが妥当であっても、国家と提携した賃貸住宅 (le logement

conventionnée) は、「三重構造の都市」の中に働いている威嚇をせき止めるために確かに必要²⁰⁾なのである。社会住宅は、過剰なジェントリフィケーション、都心をグローバルエリート用の美術館やクラブに変えることに対する抵抗手段である。都市周辺においては、「国家と提携した賃貸住宅」や戸建への接近の社会的形態は、住民の移動を拘束的でフラストレーションが多いものにする都市の拡張を遅らせるために必要である。遺棄された街区では、社会的資産を再構成することが困難な住民の集積状況においては必要である。

結論として、社会住宅は国にとって必要である。しかし、既存のものの一部（高層棟のようなもの）は都市の観点からすると廃れている。新しい社会住宅は、都市の様々な部分、特に遺棄された都市部と都市周辺との間で居住における移動性を再び作り出すことができる構造的枠組みを創出しなければならない。

第2に、国家は都市を連帯的にする力を持たない。かつて、社会住宅は国家の専権事項であった。分権法の施行以来、連帯の生産には重要な変化があり、特に社会住宅の生産において、コミューン首長＝メールが中心的行為者になった。このプロセスについて、オブレは次のように整理している。

1950年代、60年代には中央集権的国家が都市的なものによる近代化政策を推進し、1970年代には産業都市の発展と社会住宅建設が推進された。1980年代になって、郊外の危機が顕在化し始めると、地方分権化とともに、都市政策は国家とコミューンとの契約に基づいて行なわれるようになるが、メールはデリケートな街区の問題よりも経済発展に傾注する一方、社会住宅の領域では、国家はまだ地方団体に権限を委譲していなかった。しかし、メールは都市計画の権限を手中にして、すでに社会住宅建設の決定的行為者になる。HLMは、土地取得のためにメールと交渉する必要があるからである。しかし、多くのメールは移民の流入を恐れて社会住宅建設に消極的で、貧者の居住条件の悪化に歯止めがかからない状況が続く。

1990年代には、国家が、排除と居住の悪化に対するメールたちの「責任放棄」に対して働きかけ始める。ドンズロ流に言えば「鼓舞する国家」が、より拘束的な契約的關係によって、連帯創出の要求を地方団体に行なう。「近接性 (de proximité)」と「地域的な積極的差別是正」を旗印に国家のサービスの現代化が図られるが、街区については、公共サービスの再展開により、そのエージェントと、「共和国の名において「文明化する」ことがふさわしい住民」すなわち定住移民出身者との間に「コロニアルな関係が築かれた」とも、「排除の穏やかな管理」が行なわれたとも評される²¹⁾。社会住宅についても、同じような意図と手段とのズレが生じた。1990年のベッソン法、1998年の反排除法、2000年のSRUは期待された効果を生まない。「住宅への権利」は地方アクター特にメールには脅威に映るし、知事も住宅保障のミッションを具体化できずにとどまる。

2000年代になって、2004年の「地方の自由と責任に関する法律 (Loi relative aux libertés et responsabilités locales)」は、メールに投資と配分の権限を付与するし、「石への援助」(住宅建設費援助)に関する県の割当配分権限をコミューン協力公施設法人に移譲する。集権的住宅政策では空間的隔離のメカニズムに対処できないからであり、住宅社会政策決定へのメールの連累が強まる。しかし、これは国家の関与縮小を意味しない。「諸地域への遠隔統治」が行なわれるのであり、契約による調整ではなく、中央権力によるメールの自律性を最大限利用した都市政策が行なわれ、社会住宅20%未達成のコミューンには罰金が課される。

この政策が連帯に有利に働くかどうか問題なのであるが、他方で、メールは都市における不平等の縮小のための闘争に加わらざるをえない。まず、社会住宅の危機は政治問題化し、量の問題ではなく、「品位ある」住宅の需給が問題となる一方、地価高騰の受益者(地主)の抵抗をどう制御するかという課題への対応を迫られる。また、都市における分離過程の展開がはらむ危険に関心を払わ

ざるをえない。「排除の穏やかな管理」は事態を悪化させており、困難な住民の集積と「遺棄の文化」には郊外暴動が孕まれるが、近隣コミュニティに「望まれない住民」を分散させる方式は限界を持っている。

そこで、第3に、都市圏共同体権力による自治体エゴイズムの克服が必要である。住宅問題は、すでにコミュニティ・レベルを超えており、都市圏の問題となっている。現在の状況は、コミュニティの都市計画政策と都市圏での住宅政策との接合が不確実性を持っているということであり、コミュニティ間広域行政組織の強化を必要としている。コミュニティ間広域行政組織の利点には、適切な住居促進のために、不動産業者やデベロッパーに対するメールの交渉権力を強化すること等が挙げられるが、都市圏共同体段階で都市政策を再展開させ、住宅政策の社会的側面と都市的側面の統合、移動性とソーシャル・ミックスの結合を推進するメリットがある。

オブレの議論は概略以上のようなものであるが、ポーガムは、連帯再構築において、「連帯都市」、「連帯的国民国家」、「連帯ヨーロッパ」の「接合された多元的連帯」の構築を柱にあげ、オブレに依りながら「連帯都市」の構築の課題について次のように述べている。

社会住宅が「連帯都市」の要石であること、コミュニティのエゴイズムを超えるためには、都市圏共同体レベルでの民主主義が必要であることを確認しつつ、そのうえで、「連帯都市」の概念は社会空間の社会的差異化の廃止を意味しない（それは不可能である）で、ソーシャル・ミックスを促進するものであること、である。異なった社会的カテゴリーを同一の場所に集める意志主義的政策は、調和的社会関係を保障しない。それにもかかわらず、ソーシャル・ミックスは「空間的隔離」のリスクを制限し、都市における移動性と中心部のサービスへの接近を促進するための、「望ましい地平」である。ソーシャル・ミックスは都市と街区において現実性をもっていることを一概に否定

できないし、進行中の「空間的隔離」を拒否するためには、中間階級を民衆地域に誘導すること、ジェントリフィケーション過程にある民衆を保護すること、都市における居住流動性を加速するために社会住宅を活用すること、隔離が甚だしい地域では積極的差別是正政策、若者の雇用・職業訓練へのアクセスの促進、アソシエーティブな生活を奨励すること等が必要だと、述べている²²⁾。

ポーガムは都市政策を専門とするわけではないので、言及は以上にとどまる。「連帯都市」にかかわるより具体的な検討は、ドンズロも学術アドバイザーを務める「都市建設建築計画 (PUCA)」の研究報告書で、M. ルソーたち都市社会学者による『連帯都市の実践と政策 (Max Rousseau, Vincent Beal, Guillaume Faburel (dir.), *Pratiques et politiques de la ville solidaire*, 2014²³⁾』で見ることにはしたい。予め述べておけば、ルソーたちは、ドンズロの都市論を承けながらも、レギュラシオン学派やM. カステルの都市社会運動論の系譜を引く位置にあるように思われる。

(2) 「連帯」と「都市」を結びつける

この報告書の冒頭の趣旨説明において、ルソーたちは、まず、なぜ「都市」と「連帯」とを結びつけるのかを述べている。

ルソーたちによれば、デュルケム、ジンメル、テンニエスたちは都市の発展に不安を感じていたのだが、デュルケムは、都市の発展が機械的連帯と異なる有機的連帯の発展に影響を与えると考えていたし、アメリカの都市社会学者は、都市を、新しい連帯のイニシアチブを生み出しうる新しい実践、新しい組織形態、新しい価値の体制が発明される「社会的実験室 (laboratoire social)」と見ていた。つまり、都市の発展と連帯の結びつきは創設期の社会学においては自明のことであった。

都市化と産業化は不可分に発展し、産業世界における労働組織は、運命の類似性の意識を生み出す。鎖状の労働、集団的交渉、組合の発展、進歩的政党は、相互依存の紐帯を生み、工場外でも、

労働者街区でも紐帯が結ばれる。フォーディズムと「偉大な妥協」の時代には、雇用者・経営者と労働者間の相互依存が神聖視される。この連帯は都市空間でも表明される。労働者街区の形成は、雇用者、組合、自治体の調整の形をとる。この段階でも都市諸政府は、連帯の「制度化」への関心を共有していた。

しかし、1970年代以降の脱産業化、移動の増大、転落の強迫観念、個人主義化が社会のまとまりを弱体化させ、新自由主義的経営に服した企業内での競争が連帯に取って代わる。「援助される者」は「利得を掠め取る者」だという言説が受容されやすくなる。都市はこのような変容の集積所となる。不動産バブルが生じ、最も価値の高い都市空間が与えるアメニティは住民の金銭的能力の不均等にしながら配分され、都市政府は企業主義に服して民間デベロッパーに耳を貸し、企業・富裕層・旅行者・購買力の高い消費者を引き寄せるために公金を活用して、社会のまとまりの消失に手を貸す。

確かにドンズロが言うように、「客観的連帯」は失われつつあるのである。そして、郊外暴動等大都市を揺るがす様々な事件は、社会的紐帯の衰退に対する間歇的な反動として、またジェントリフィケーションによって生まれた街区の快適なマンションや郊外のゲートッド・コミュニティに住まう勝者と、スラム街、バラック街、貧しい郊外、飛び地となった大都市周辺地域に住まう敗者といった経路の責任を個人にのみ帰する言説の支配に対する、間歇的な反動として生じる。それら事件が新たな自律性の空間を促進しようとする運動に発展することもあるが、一時的なものにとどまり、終わってしまえば、競争的労働市場の日常に復帰することが多い。

とはいえ、ルソーたちは、もはや連帯について語ることが無意味だとは考えない。社会住宅だけでなく、都市的連帯の目立たない形態であるが、ネオリベラリズム、個人主義、競争精神によって動かされる都市における社会的紐帯の維持において重要な役割を果たす連帯のかたちがあるので

あって、この報告書では、それらを扱うと述べている。

そして、現状では、「社会問題と不正の都市化」の二重性によって都市問題と社会問題が結びついており、都市と連帯とを結びつける必要性があるにもかかわらず、両研究領域は結びついていないと言う。

例えば「排除」の問題は、R. カステルやS. ポーガムによって、社会的紐帯の弛緩との関わりで、家族、学校、労働、街区等の領域で研究され、「栄光の30年」以後、排除に向かわせるハンディキャップの累積現象が明らかにされてきた。非熟練の若者、シングルマザー、移民出自の若者たちを中心に、労働市場で評価される学位へのアクセスや労働者の社会化から生まれる連帯の諸形態へのアクセス（雇用）の減少、政府の失敗等が累積的に作用している。ここには、これらの不平等が民主化の産物でもあること、社会的地位の流動化とともに、社会化の伝統的枠組みの弱体化の結果でもあるというパラドクスがある。そこで、ポーガムたちは、様々な社会的紐帯の不安定化と、それらの交差の脆さによって「統合」の不平等が進んでいることを明らかにしつつ、貧困問題の解決においてA. センのケイパビリティ・アプローチを推奨している。しかし、この潮流には、社会空間的不平等の扱いに難点があると、ルソーたちは言う。

いまや国民的連帯は、財政的能力、効率性、正統性（援助をめぐる）の三重の危機にさらされ、フランス型保守的コーポラティズムモデルは危機に陥っており、他方で、都市政策は、「デリケートな地域」を対象に、住宅改良、公共サービス展開、職業訓練促進を進めたが、成果があがっていないのが現状なのである。

そこで課題となるのが、都市問題と社会問題を結びつけることである。

近年の動向では、「社会的紐帯の強化」が街区を対象とした様々な対策の一部をなすようになった。不平等・差別との闘いにおいて、住民の生活条件レベルでの物質的行動から、「郊外」のアノ

ミーを優先問題とした新しいタイプの社会行動への発展が見られるようになっている。こうして、社会国家も、再配分政策や「資源と社会進歩の社会化」政策から「社会的紐帯」政策へと変容過程にある。また、都市政策領域では、一方ではネオリベラルな介入、参加精神の発展を伴わない国家介入が発展してきたが、他方では新たなタイプの連帯の再出現の可能性もある。今日の都市において、様々なアクターによる、排除に対する闘争に限定されない、日常的連帯のイニシャチブと実践が萌芽的に出現している。したがって、これらを都市における「空間的正義」の実現に結びつける研究が課題だというのである。

以上からも推測されるように、「空間的正義」という観点から都市と連帯を結びつける必要性を主張するルソーたちは、アメリカを参照しつつフランス連帯主義を批判するドンズロの都市論を受け継ぎながらも、ドンズロとは距離をとっているように思われる。

さて、このような主旨から、報告書は(1)連帯都市と社会空間的排除に対する闘争、(2)断片化された都市における連帯、(3)連帯都市と住民参加、(4)経済と連帯都市、(5)連帯都市と環境の5項目について検討を行っている。以下、(1)、(2)、(3)を中心に簡潔に見ていこう。

「(1)社会空間的排除に対する闘争」については、反排除闘争の都市政策の歴史を、第一段階：19世紀から20世紀初頭にかけて、第二段階：フォーディズム時代、第三段階：ポストフォーディズム時代について概観し、「ローカル福祉レジームの不完全性」と課題を述べている。

第一段階は、連帯主義の登場とともに、国家がアソシアシオンを基礎とする連帯を指導する地位を確立する段階、第二段階は、戦後フランスにおいて、都市貧困闘争が国家レベルで実施され、都市が社会的排除を扱う能力を大幅に失う時代である(ドンズロに倣って言うと、社会国家が発展し、社会住宅建設が進められる時期である)。とはいえ、都市政府もケインズ主義的福祉国家政策の産出や、

フォーディズム的蓄積の安定化に一定の役割を果たす。公営住宅や私的部門にとって決定的なインフラ(教育、保健、輸送)の一部を提供するような集合的消費手段の構築である。また、この段階では、階級的アイデンティティに基づく連帯が形成され、労働者街区における連帯も社会関係のネットワークを基盤に形成される。

とはいえ、この段階では、流入する移民は労働者階級の政治的組合的代表から隔絶し、白人労働者と移民労働者には差異が生じる。また、1970年代以降急速に労働者連帯の破壊も進む。グローバリゼーション、都市の製造業の変質、都市リノベーション、個人主義化、消費化の発展等によって、労働者の「脱階級化」とプレカリアート化、そして連帯の喪失が進む。最終的に労働者街区の破壊は、ジェントリフィケーション過程の街区と遺棄の街区という二つの主要な街区の形を生み出した。

第三段階のポスト・フォーディズム時代には、サービス経済への移行と産業雇用の解体により都市における新しい排除形態が出現し、ネオリベリズム的な変化に従属するようになった社会政策の有効性が問われる。

反貧困闘争においては、普遍主義的保護政策から条件付きの、貧困・排除を対象とした政策(援助への回帰、さらにワークフェア)へ変容し、また、国民的保護システムから、地方やアソシアシオン権力を活用した多次的保護システムへ変容する。

しかし、ローカル福祉レジームは不完全なのである。1980年代以後、地方権力が社会問題の管理を回復しつつあるが、特に反排除のための都市戦略には3つの主要な限界がある。

第一に、レベルの問題で、反排除闘争の分権化の不完全がある。国家が貧困管理の主要アクターであり、地方権力における財源不足、情報データ産出の不足、国・地方の権限の重複、県と並ぶ都市の地位の弱さ、都市の位置の曖昧さ等である。特に、失業対策、援助は県の業務であり、都市では排除問題が様々なアクターによって扱われるが、

都市問題と社会問題との分離が解消されていない。さらに、都市間連携による反排除闘争についても、コミュン間広域行政組織の民主性の度合いが弱い。

第二に、制度疲労である。1980年代の改革を通じて、ボトムアップのイニシアティブ重視による街区の社会発展が志向されたが、先鋭的試みの制度化も時間の経過とともに息切れも目立つ。中でも、ソーシャルワーカーの雇用不安定や離職傾向等をめぐる問題が顕在化している。

第三に、分権化の不十分による、地域的特殊性、手段、参加に関する地域戦略の不応と非効率性があげられる。十分な結果が見えないし、社会行動の公的対象が「悪しき貧者」としてスティグマ化される逆効果もある。

とはいえ、ルソーたちによれば、新しい連帯のイニシアティブも育ちつつある。給食等都市レベルでの貧困層を対象とした革新的行動や消費の共同性に基づく連帯行動が生まれているし、市民イニシアティブを整序し促進する自治体の行動も見られる。1980年代の市場経済化と国家的連帯の不十分さに代替するものとして、自治体とアソシエーションとの垂直的連帯から水平的連帯への変容も見られる。モンペリエ、グルノーブルの都市給食連帯イニシアティブのように、都市的連帯の様々な形態の出現と都市的連帯の「意識高揚」もあるのであって、それらが国家と市場に代わる代替的ソシアビリティの形態を再主張することにつながる自律的空間形成に発展する可能性があるとされている。

「(2)断片化された都市における連帯」においては、本格的に空間的排除の問題が扱われている。ここで注目すべきは、街区間の連携と、街区におけるコミュニティ・オーガナイズング (community organaizing, 以下 CO) であろう。

ルソーたちによれば、ポストフォーディズム型都市は断片化過程の増大によって特徴づけられる。都市の新しい組織は、創造的破壊の加速、世界レベルでの分業の再構成、北でも南でも正規雇用と非正規雇用のデュアリズムによって特徴づけられ

るポストフォーディズム型労働市場の出現等によって生み出される社会的分極を空間的に表現する。

具体的には、大都市におけるサービス部門の増大は収入の極端な分極化、つまり超富裕層とプレカリアートの併存状態を生み出した。グローバル都市は国際的流動性に結びつけられ、農村と伝統的産業地域は「残余的経済」と再配分に依存するようになった。そして、地域整備政策は、空間ケインズ主義からネオリベラルな地域整備政策へと転換し、国土は、超連結型で超断片的な大都市センターと、都市周辺地域、行政的産業的小都市、将来が不確定な農村地域に区分される。

大都市では、内部的な同質性が増し、相互に仕切られた街区に分割され、パリ地域では、社会空間的コントラストが増大し複雑化している。ポストフォーディズム型都市における分極化は、保護された雇用形態から持続的に排除された集団の大都市への集積とともに、競争を促進する都市政策によって倍加されるのであり、一方でジェントリフィケーションが進むとともに、貧困街区は、社会的局面よりも経済的局面に力点を置く新しい都市政策によって放棄される。

こうして、都市社会の断片化が生じ、ドンズロが言うように、ジェントリフィケーション街区、遺棄街区、都市周辺街区の三重構造が生じる。

ただし、ルソーたちは、ドンズロが言うほど明瞭に社会的に同質的街区に仕切られているわけではないとして、現状はフォーディズム型とポストフォーディズム型との混合状態だとしている。とはいえ、フォーディズム時代のブルジョワ街区は永続的であるのに対して、労働者街区は縮小し、貧困街区、ジェントリフィケーション街区、都市周辺街区の3類型に構造化されつつあると言う。また断片化は、政治的代表のレベルでも作用し、都市段階での新しい連帯の形態の出現を限定していると言う。

そして、仮説として、都市段階での連帯の出現を制限する政治的閉塞のために、街区がポスト

フォーディズム都市における新しい連帯の形の表現の場になりつつあるのではないかとする。

この点を詳述することはできないが、彼らは、次のように述べている。ジェントリフィケーション街区では反ジェントリフィケーション運動が「都市への権利」の高揚の促進者になるのではないか。また、都市周辺街区は相対的に飛び地のようで、個人主義化の進展が特徴とされているが、田園に近いことから、小商業と近隣農業に結びつく「再ローカル化された」消費を介した特殊な連帯の形が出現するのではないか。貧困街区でも、ブレイカリテからの脱出を可能にする連帯が依拠する現実の集合資本があるのではないか。アメリカではCOの手法でそれを活用するが、連帯の「内生的」発展は決定的に重要で、このモデルを検討する必要があるのではないか、等々である。

ここでは、貧困街区における連帯形成とCOについてだけみておこう。

ルソーたちによれば、2000年の都市連帯法では、反貧困闘争は、遺棄街区の内生的発展よりもソーシャル・ミックスに力点が置かれた。ここにはパトナムのソーシャル・キャピタル論の影響もあって、橋渡し型ソーシャル・キャピタルを付与された人口の日常的近接がゲッター化のスパイラルからの脱出を可能にするという予測がある。流動性が隔離から脱出する手段とされるわけである。しかし、この議論は貧困ゲッターの「本質主義的見方」を基礎にしている、貧困ゲッター地域は結束型ソーシャル・キャピタルの強い社会的孤立地域だととらえているところに問題がある。

ルソーたちによれば、貧困街区は社会的孤立の場ではない。公的制度、公的サービス、アソシエーションが基本的資源として活用可能であるし、不動でもなければ、流動性に閉ざされているわけでもない。近隣の連帯もあれば、貧困街区を中心都市に結びつける流動性もある。

貧困街区におけるエスニックな連帯について言えば、街区におけるエスニックな多様性は信頼を低下させる (パトナム) とされているが、フラ

ンスでは事情が異なり、エスニックな基礎の連帯はそれほど強くないがゆえに、共通経験を基礎にしたアソシエーションの可能性、共通の地理的 (街区) 出自に基づく連帯もまた現実的にあるというのである。つまり、エスニックなコミュニティ強化の方向ではない連帯の可能性があるというのである。この点は、ドンズロに対する距離を示すものであろう。

富裕街区との関係で言えば、富裕街区と貧困街区の隔離という意味での排除は増大する傾向にあるが、富裕街区から貧困街区への連帯イニシアティブが出現している事例もあるし、スマート・シユリンキングの活用によって、よりまとまった都市を形成するチャンスもあるというのである。

つまり、隔離現象は確かに進展しているが、「再結合」の可能性がないわけではないというのである。そして、それを可能にするのが、「コミュニティ・オーガナイズング (CO) によって連帯都市をつくる²⁴⁾」試みであり、アメリカの例が参考になるというのである。

アメリカは連帯の基礎がコミュニティ的次元に置かれていて、COは都市的連帯の「可視的で構造化された形態」になっているのであるが、一方で、19世紀末の革新主義運動を受け継ぐローカルなアクティヴィズムがあり、他方で、コミュニティ開発法人 (CDC) の資格で都市・社会的介入が行なわれ、そこでは専門家化 (professionnalisation) が進んでいる。

COはコミュニティ、近隣、エンパワメントの3つの概念によって特徴づけられ、ソーシャルワーク、政治的活動主義、CDCの3つの形態をとる。ただし、ソーシャルワーク、政治的活動主義とCDCとは分岐する傾向があって、ルソーたちは前者を狭義のCOととらえる。

1970年代以降の経済危機と都市の衰退を背景にして、CDCは貧困街区の発展、整備、動員のための組織として発展してきたが、それは専門職的で、住宅供給や貧困街区の経済発展を主業務とする。これに対して、COは活動家 (ミリタン)

的性格をもっている。

CDCについては、アメリカでは2010年で4600を数えるが、それは、福祉国家の縮小、ワークフェアの拡大、ローカル・アクティビズムの後退等を背景として、様々なアクターと協調しつつ、社会住宅供給、就労支援、シングルマザー援助、移民援助、無料診療所開設等を繰り返して、住民代表、アソシエーション代表、専門家がメンバーになっている。

このCDCに対しては、グラスルーツ組織からは、貧困街区の「人」と社会促進の理想を犠牲にして建物にフォーカスしており、生活条件の悪化を克服できていないのではないかと、街区の問題に特化して、都市の中心争点と結びつけられていないのではないかと、という批判があり、そして「科学文献」からは、経済競争の論理に結びつけられ、コミュニティ連帯の実践を「市場価値プロジェクト」を媒介にして方向付けているのではないかと、エンパワメントのネオリベラルな翻訳ではないかと、といった批判がある。

先にもみたように、ドンズロはこのCDCを推奨していたのであるが、ルソーたちはドンズロの評価とは距離をとっている。もちろん、CDCが無意味だっているのではなくて、住民運動型のCOの意味をもっと重視すべきだということであろう。この点で、ルソーたちは、COとCDCは截然と遮断されているわけではないとしつつ、ソール・アリンスキー系譜のCOに好意的である²⁶⁾。あるいは、M.カステルの都市社会運動論の系譜にあると言ってもよいかもしれない。

「(3)連帯都市と住民参加」では、参加型予算制度の導入と参加型住居、COの提案の3つが述べられている。

第1に、ローカル・デモクラシーの装置としての参加型予算制度の導入である。ローカルな参加装置は、住民の再動員、紐帯の再創造、「出会いと交換の空間」の開示によって社会関係の変容を目指すものである。その際、フランス型は、社会的紐帯と排除の包摂を基礎にした合意的アプロー

チ (approche consensuelle) を特徴とするのに対して、ラテンアメリカ、南欧型は被支配集団を優遇する社会正義の追求を特徴とする。フランス型の限界を超えるために、成功例と言われるブラジルの参加型予算管理を導入した方がよい、というのが、ルソーたちの主張である。

フランスでは住区評議会が「近隣のソシアビリティの再生」を担い、連帯と社会的紐帯の促進を図る役割を期待されるが²⁶⁾、祝祭等による住民結集の役割を果たしているものの、「社会的政治的に最も周縁化された行為者にとって、真の政治的関係性を保障していない」。街区評議会では、若者、外国出身者、民衆階級出身者は極く少数であり、中間階級、知識人が多い。人口の幾つかのカテゴリの欠如又は低代表性という政治的不平等があるのである。他方で、参加民主主義の活動家が、公的領域から最も遠い者を参加させることを目指した奨励策を実行しているときには、参加は民衆的になる。特にブラジル、シカゴでは、参加が生活の質の改善にインパクトを与えるということによって、民衆の参加の意義が説明されている。

参加型予算管理は生活の質の改善の手段であって、ブラジルにおける参加的予算管理は、最も不遇な者を犠牲にした「(既存の)優先順位の逆転」と、参加を通じた「民主主義の民主化」という二つの目的を持つ。そして、住民が街区水準で要求を明確化し、次いで地区、都市の水準において、社会正義を基準とした要求のヒエラルヒーが形成され、実際に再配分にインパクトを持つとされる。フランスの場合、街区の予算は均等配分され、積極的差別是正よりも共和主義的平等が重視されるが、この共和主義的平等を前提としても、参加型予算管理は、再配分の実効性はともかく、街区と都市における出会いと共生の手段になりうるというのである。

第2に、参加の実験領域として参加型住居がある。

ルソーたちによれば、ヨーロッパにおける参加型住居は、経済的社会的危機による住宅難に対応

するとともに、より連帯的組織形態 (資源の相互化、コミュニティの管理、空間共有) の希求によって、北欧、アングロサクソンでは事例が多くなっている。参加的住居には、協同組合によるコーポラティブ・ハウジングとコレクティブ・ハウジングの二形態があり、前者は、住宅の取得により組合員に住居割当を行い、後者は住居居住または所有を共用部分と私用部分に分けて割当てる。両者に共通するのは、集団的取得、全体管理への参加である。「都市を創り住宅を考える新しい様式」として、参加、共有、エコロジーという社会連帯経済と近い価値システムを有している。

フランスにおける参加型住居の発展は2000年以降に見られるようになってきているが、アソシアシオンと活動家が担う。アソシアシオンの連合として、「参加型居住アソシアシオン全国組織 (Coordination Nationale des Association de l'Habitat Participatif)」が形成され、地域的集合体、専門家とのパートナーシップが促進されている。

この参加型住居は「街区や村で老いる」という高齢化のテーマ系への「連帯的応答」にもなりうる。住居領域と医療-社会的領域との二分法を超えることが、都市の組織の問題としてあるからである。

以上の点は、連帯都市の要石とされた社会住宅において、参加型居住を推進する必要があるということであろう。

第3に、個人とローカルな市民社会の行動能力の発展の促進のためのエンパワメントを図るために、またローカルレベルでの集団権力を発展させる意志を促進するものとして、先述のCOの手法が必要である。二つに共通する要素は、デモクラシーについてのプラグマティックな見方であり、市民と国家との間にコミュニティを挿入する点である。

J.-J ルソー型の共和主義の伝統の強いフランスでも、ドンズロやM.-H. バック (M.-H. Bacqué) たちによる「都市政策」批判を通じて、住民と市

民の行動権力というレトリックが復活し、場所の管理ではなく人に働きかけることが強調され、2005年の暴動以後、エンパワメントとCOの手法も注目されるようになった。ソーシャルワーカーとCO実践家による実践例も増えていて、フランス式エンパワメントは、ソーシャルワークの領域で注目されているが、今後の課題として、住民の能力について新たなまなざしが向けられる必要がある、とする。つまり、COの手法を活かして、参加型予算管理と参加型居住を通じて近隣デモクラシーを活性化する必要があるというのである。

「(4)経済と連帯都市」は、「社会連帯経済」を、「社会経済」と「連帯経済」を結びつけた「都市地域における共生様式の革新に貢献する経済モデルと実践」として取り上げ、「連帯は今日では代償の観点における反貧困闘争に還元されない。経済的実践の民主化と拡張されたパフォーマンスの評価に社会的環境的基準を統合することによって社会的紐帯の生産を包括する²⁷⁾」必要があると位置づける。「(5)連帯都市と環境」は、トラムや都市農業、エコ街区等を取り上げつつ、都市、環境、連帯との結びつけについて論じたものであるが、環境都市政策についてはわが国でも紹介のあるところでもあるから、ここでは割愛する²⁸⁾。

こうして、ルソーたちは、以上の「連帯都市」の諸要素を包括的にとらえることが、「都市的正義」の実効の条件だと総括する。

結びにかえて

以上、ドンズロの新連帯主義批判と都市論を手がかりに、連帯都市論の現況を紹介した。

ドンズロは、社会国家 (連帯国民国家) と社会的市民権の時代から、「都市の精神」と都市市民権への移行を展望し、ソーシャル・ミックス政策を批判して、アメリカのコミュニティ開発法人の手法の導入により「空間的隔離」の弊害の克服を目指す²⁹⁾。

これに対して、貧困研究から出発したポーガムたちは、政策としてのソーシャル・ミックスには

懐疑的でありつつ、社会住宅を「連帯都市の要石」ととらえ、社会的流動性促進のための社会住宅の活用により、都市圏共同体レベルで広域的に「空間的隔離」の弊害の克服を目指す。

また、これらを承けて、ポストフォーディズム時代の都市政策を「連帯」と「都市」を結合させる政策に代替させようとするルソーたちは、アメリカ的なコミュニティ・オーガナイズングの手法を、参加型予算管理や参加型住居、さらに近隣デモクラシーと結びつけて「空間的正義」を目指す。

「連帯都市」は、貧困・排除と空間的隔離の弊害を克服するために、都市的なものと「連帯」を結びつける。連帯都市の課題は実践的なものであるだけに、アメリカにおける CDC や CO の効果も含めて、今後の展開をフォローしていくことにしたい。

注

- (1) Cf., E. Deschamps, *La politique urbaine du logement: l'objectif de mixité sociale*, *Revue française des affaires sociales*, 2001, n°3, p.82.
- (2) 社会住宅政策については、都留民子「フランスにおける住宅政策と社会保障」(『海外社会保障研究』, 2005年, 152号), 檜谷美恵子「地域空間化するフランスの住宅政策とそのガバナンス」(『政策科学』, 2008年, 15 (3)), を、ソーシャル・ミックスについては、森千香子『排除と抵抗の郊外』(東京大学出版会, 2016年)を参照。また、中野裕二他編著『排外主義を問い直す』(勁草書房, 2015年)を参照。
- (3) 詳しくは、ジャック・ドンズロ『都市が壊れるとき』(宇城輝人訳, 人文書院, 2012年)の訳者解説を参照されたい。
- (4) J. Donzelot, *Un État qui rend capable*, dans S. Paugam (dir.), *Repenser la solidarité. L'apport des sciences sociales*, PUF, 2007, p.87.
- (5) *Ibid.*, p.89.
- (6) *Ibid.*, p.90.
- (7) アメリカにおけるコミュニティ開発法人を中心としたコミュニティ政策については、宗野隆俊『近隣政府とコミュニティ開発法人』(ナカニシヤ出版, 2012年)が詳しい。
- (8) J. Donzelot avec C. Mével et A. Wyvekens, *Faire société : la politique de la ville aux États-Unis et en France*, Seuil, 2003, p.358.
- (9) J. Donzelot, *Quand la ville se défait*, Seuil, 2006, p.148. 前掲訳書, 166頁。
- (10) *Id.*, 同所。
- (11) *Ibid.*, p.177. 同書, 195頁。
- (12) H. ルフェーブルは、「都市への権利」を「古い都市への権利ではなくて、都市生活へ、刷新された中心へ、出会いや交換の場所へ、これらの時や場所の充分で十全的な使用を許すような生活のリズムや時間割へ、などの権利」(『都市への権利』, 森本和夫訳, ちくま学芸文庫, 214頁)と定義している。
- (13) R. Castel, *La montée des incertitudes*, Seuil, 2009, pp.48-52. 北垣徹訳『社会喪失の時代』(明石書店, 2015年), 46-51頁。
- (14) M. カステルの「場所の空間」と「フローの空間」からの転用と推測される。マニユエル・カステル『都市・情報・グローバル経済』(大澤善信訳, 青木書店, 1999年)を参照。
- (15) J. Donzelot, *La France des cités-Le chantier de la citoyenneté urbaine*, Fayard, 2013, p.163.
- (16) *Ibid.*, pp.188-189.
- (17) S. Paugam, Introduction: *Les fondements de la solidarité*, dans S. Paugam (dir.), *op.cit.*, p.25.
- (18) 近年のポーガムの社会的連帯論については、拙稿「社会連帯論の再構築に向けて— S. ポーガムの所説に寄せて—」, 『グローバル時代におけるヒトの移動の自由と管理—社会保障制度を中心に—』(高橋和研究代表, 平成25年度~平成27年度科学研究費基盤研究 (B) 研究成果報告書)を参照されたい。
- (19) S. Paugam (dir.), *op.cit.*, pp.24-25.
- (20) T. Oblet, *La ville solidaire au pouvoir des maires*, dans *Ibid.*, p.656.

- (21) *Ibid.*, p.661.
- (22) S.Paugam, Conclusion, *Ibid.*, pp.970-978.
- (23) この報告書は, www.urbanism-puca.gouv.frで公開されている。
- (24) Max Rousseau, Vincent Beal, Guillaume Faburel, (dir.), *Pratiques et politiques de la ville solidaire*, 2014, p.90.
- (25) アリンスキーについては, 石神圭子「アメリカにおけるコミュニティの組織化運動: ソール・アリンスキーの思想と実践(1), (2), (3), (4・完)」(『北大法学論集』65(1), 65(3), 65(4), 65(6))がある。また, 仁科伸子『包括的コミュニティ開発』(お茶の水書房, 2013年)をも参照。
- (26) この点については, 中田晋自『市民社会を鍛える政治の模索』(御茶の水書房, 2015年)。
- (27) Max Rousseau, Vincent Beal, Guillaume Faburel, (dir.), *op.cit.*, p.169.
- (28) 和田幸信『フランスの環境都市を読む』(鹿島出版会, 2014年)参照。
- (29) E. シャルムと M.-H. バックも, ドンズロに近く, 『ソーシャル・ミックス, それから?』において, 「……公共政策のカテゴリーとしてのソーシャル・ミックスの動員は, 非常に疑わしいように思われる。それは, 空間的隔離を抑制することを可能にする特効薬だというにはほど遠い」(É.Charmes et M.-H.Bacqué, *Mixité sociale, et après?*, PUF, 2016, p.97) と言う。むしろ, 社会住宅の制限的規定によって居住へのアクセスを限定したり, 民衆階級を犠牲にしたジェントリフィケーション等によって, 社会空間的隔絶の強化に「間接的に」手を貸しているのではないかと疑われさえするというのである。とはいえ, 彼らも「これらの確認はもちろん, ソーシャル・ミックスがそれ自体悪しきものだとか, 分離した都市の原理を擁護したり, 連帯の目的を放棄しなければならない, ということを意味するものではない」(*Ibid.*, p.98) と述べ, 「公共政策の目的は, 諸地域間の連帯, すべての人にとっての居住地選択の開放性と都市資源への接近に

基づく都市への権利ではないだろうか」(*Id.*)としている。

Essai sur la “Ville solidaire” de la France contemporaine

KITAGAWA Tadaaki

(International Relations, Social Systems Course)

Le présent article a pour objectif de tirer au clair quelques enjeux au cœur des discussions sur la politique de la Ville en France à l'époque contemporaine.

Dans le premier chapitre, les études des villes de Jacques Donzelot seront examinées pour mettre au point sa critique envers la politique de la Ville que l'on effectue depuis les années 1980.

Dans le second chapitre, quelques tentatives de Serges Paugam et de Max Rousseau seront envisagées, tentatives ayant pour but d'associer la « solidarité » à la « ville » au nom des théories de la “ville solidaire”.

Enfin, pour terminer notre réflexion, nous tenterons d'éclaircir non seulement les avantages, mais aussi les faiblesses de ces théories de la “ville solidaire”.